

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小矢部市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、富山県の西端に位置し、小矢部川、庄川の二大河川の流域にある。地形的には、東部から中央部にかけて平野部で占められ、北部から西部・南部にかけて円を描くように丘陵地帯となっており、平野部は砺波平野の一角を占める水稻の穀倉地帯である。

本市の農地は散居村による緑豊かな景観と自然環境を有しており、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することで、景観や自然環境の保全を図る取組が必要である。

市内のほ場整備率は中山間地域の一部以外はほぼ100%に達しており、認定農業者、特定農業団体や集落営農組織の育成を図っているが、兼業農家の増加や農業従事者の高齢化が進んでいることから、農業生産力の向上の為に生産基盤の保全管理・整備を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、農業の多面的機能の発揮の促進及び景観と自然環境の保全を図ることとする。

また、本市の農地のうち、傾斜地を有する中山間地域及び指定棚田地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市内全域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	市内全域の内、傾斜のある中山間地域及び棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

南谷地域、宮島地域、埴生地域、子撫地域、北蟹谷地域

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 富山県知事が地域の実態に応じて指定する地域（知事特認地域）については、急傾斜農用地のみ対象とする。

2 集落協定の共通事項

設定しない

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、小矢部市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

設定しない